

## 姉妹都市提携記念ロゴ等使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、営利目的以外に別記 姉妹都市提携記念ロゴ等(姉妹都市提携記念ビジュアル、商品化アートワークを含む。以下「ロゴ等」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利)

第2条 ロゴ等に関する一切の権利は、須賀川市(以下「市」という。)及び株式会社円谷プロダクション(以下「円谷プロ」という。)に属する。

(使用承認の基準等)

第3条 市及び円谷プロは、使用目的及び方法が市の施策の推進や市のイメージアップに寄与し、または公益性が高いと認められる場合には、ロゴ等の使用を認めるものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 市及び円谷プロのイメージ、品位を傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合
- (6) 不当な利益をあげるために利用されるおそれがある場合
- (7) ロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴ等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (9) ロゴ等の画像が原形と差異があると認められる場合
- (10) 特定の業者が利益を得る場合
- (11) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用方法及びデータの借用)

第4条 ロゴ等の使用に際しては、市に承認された用途に限り使用するものとする。

2 承認を受けようとする者は、別記に定めるデザインのみ使用するものとする。

ただし、用紙サイズ制限等のため、デザインの一部を変更する場合は、市及び円谷プロと事前に協議して了承を得なければならない。

3 ロゴ等の使用に際してデータの借用が必要となる場合は、第7条の使用承認申請書に必要事項を記入する。また、借用にあたっては、承認された目的以外でのデータの使用を禁止する。なお、使用の承認を受けた者は、貸し出しする業者等からデータの借用時に確約書を市に提出させる。

(使用料)

第5条 第3条の使用承認の基準を満たす場合は、無償とする。

(使用期間)

第6条 ロゴ等の使用期間は、須賀川市×M78星雲 光の国姉妹都市提携事業における著作物利用契約書第15条契約期間に準じる。ただし、特別な理由により市及び円谷プロが認める場合は、期間を延長することができる。

(使用承認申請)

第7条 ロゴ等を使用する者は、「姉妹都市提携記念ロゴ等使用承認申請書（別紙様式1）」に次の書類を添えて、市に提出しなければならない。ただし、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、市及び円谷プロに事前に協議して了承を得ている場合はこの限りでない。

(1) ロゴ等の利用状況がわかる見本等

(2) その他市及び円谷プロが必要と認める書類

2 市は、前項及び第3項により提出された申請内容を、円谷プロと協議することとする。

3 既に受けた使用承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「姉妹都市提携記念ロゴ等使用承認変更申請書（別紙様式2）」を、市に提出しなければならない。

4 市及び円谷プロは、申請内容を確認するため、必要な書類等の提出を求めることができる。

(承認通知)

第8条 市は、使用を承認する者については、「姉妹都市提携記念ロゴ等使用承認書（別紙様式3）」を交付する。

2 市は、既に受けた使用承認の内容を変更し承認する者については、「姉妹都市提携記念ロゴ等使用変更承認書（別紙様式4）」を交付する。

3 市は、前条第2項に基づき、使用を承認するに際し条件を付すことができる。

(不承認通知)

第9条 市は、第3条及び第7条第2項に基づき、ロゴ等の使用を承認しない場合は、申請者に対し「姉妹都市提携記念ロゴ等使用不承認通知書（別紙様式5）」によりその旨を通知する。

(使用上の遵守事項)

第10条 第8条による使用承諾を受けた者（以下「使用者という。」）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容のみに使用すること。

(2) 当該使用に係る物件の完成品を市に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。

(3) 第8条の承認を受けた権利を譲渡または転貸しないこと。

(使用状況及び使用実績の確認)

第11条 市及び円谷プロは、必要と認めた場合には、使用者に対し必要な帳票、記録等の資料や説明を求め、ロゴ等の使用状況及び使用実績の確認調査を実施する。

(地位の承継)

第12条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承諾に基づく地位を承継することができる。

(使用承認の取消し等)

第13条 市及び円谷プロは、次の各号に該当する場合は、使用承認の取り消し、使用条件の変更、使用物件の回収を求める等の措置を行うことができる。

- (1) 使用承認申請の内容に虚偽があることが判明した場合
- (2) ロゴ等を使用承認条件に違反して使用した場合
- (3) 第3条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (4) その他市及び円谷プロが必要と認めた場合

(損害賠償等の責任)

第14条 ロゴ等の使用に関し、市及び円谷プロは損害賠償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴ等を利用した物件等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市及び円谷プロに迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴ等の利用に際して故意または過失により市及び円谷プロに損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市及び円谷プロに賠償しなければならない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市及び円谷プロが別に定める。

2 円谷プロに対する申請、確認、承認などすべてのやり取りは、使用者に代わり須賀川市が行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年9月11日から施行する。